

- ・プライバシーに対する配慮
- ・その他

②同意書

モデル事業を利用する意思を表明してくださった対象者に同意書を用意し、記入してもらおう（資料9）。

<同意書の内容>

- ・ モデル事業の目的
- ・ 契約期間
- ・ 登録
- ・ 定期健診
- ・ 対象者の情報の取り扱い方法（情報の共有化、プライバシー保護など）
- ・ 入院管理方法の取り決め
- ・ 医療事故に関する責任
- ・ その他の留意事項

（5）対象者の選定と呼びかけ

モデルⅡに関与する病院の助産師が、産科外来や助産師外来に訪れた妊婦の中から、妊娠の経過、地域性を考慮し、対象者を選定する。

その後、担当医と助産師が、リーフレットを用いてモデル事業の概要を説明し、対象者の承諾を得る（同意書に署名していただく）。

（6）訪問を担当する助産師の募集と基準設定

モデルⅠに参加する助産師を院内で募集する。

助産師全員に各部署の師長から「助産チーム参加調査票」を配布し、各助産師の参加への意思を尋ねる。

訪問を担当する助産師の基準は、各施設で検討して決定する。

医師がいない場での判断が求められることから、一定の臨床経験をもつ助産師とする必要性を考慮し、担当者はマザーケア外来（助産師外来）の経験者、もしくは妊娠期から産褥期までの継続ケースを10例以上担当した経験のある者が望ましい。

（7）担当助産師のチーム編成

1人の対象者に対し、2～3名の助産師でケアを行う。最高責任者である産科師長が、助産師の臨床経験や特徴に応じて助産師のチームを決定する。

モデルⅡの対象者が現れたら、対象者のニーズに相応しいチームがケアを担当し、展開する。

(8) シフト編成

いつ、どのくらいの数の対象者を担当するかという実施目標を設定し、その目標を達成できるようなシフトの編成を行う（資料10）。

シフト編成にあたっては、モデル事業対象者の安全性だけでなく病院に入院・入院する妊産婦の安全性も確保するため、以下のような点に留意する。

- ・ 病院内の助産師がオーバーワークにならないようにチームの数を調整する。
- ・ 病院業務が多忙な時期に出産予定日が重なり過ぎないように対象者の数や担当時期を調整する。

(9) 訪問マニュアルの作成

各訪問チームのケアの基準化、安全性の確保等を考慮して、訪問ケアマニュアルを作成する。

作成にあたっては、助産師によるプロジェクトチームを編成して内容の検討を行うとともに、「妊婦健康診査訪問マニュアル」（資料11）、「母子訪問マニュアル」（資料12）を作成して、他の助産師に説明を行う。

マニュアルには、ケアの手順や注意点のほか、次のような点について明記する。

- ・ 異常発生時の連絡方法について
（例：何らかの判断に迷う場合には訪問先から助産師が師長に連絡し、師長の判断で医師へと連絡をとる、等）
- ・ 料金の受け取り方法について
（例：担当者の交通費〔実費〕のみを対象者から受け取る、健診費用については請求書を発行し、後日病院での節目健診の際にまとめて支払ってもらう、等）
- ・ 業務上の扱いについて
（例：助産師による訪問については原則として通常業務としてシフト編成ならびに賃金の支払いを行う、ただし休日に自宅から訪問する場合には別途手当を支給する、等）

(10) 記録物

記録物の書式や取り扱い方法については、対象者と病院が情報を共有でき、かつ対象者の負担を増やさないものとする。

<妊娠期の記録物の例>

- ① 母子健康手帳
- ② 妊婦訪問ケア記録（資料13）・・・訪問時に助産師が記録する
- ③ 妊婦節目健診記録・・・病院の書式に準ずる

* ②と③は、2部コピーをし、1部は病院で保管し、1部はファイルに綴じ込んで妊婦に持参させる。

<分娩期の記録物>

① 母子健康手帳

② 分娩記録・・・病院の書式に準ずる

* ②は、2部コピーをし、1部は病院で保管し、1部はファイルに綴じ込んで妊婦に持参させる。

<産褥期の記録物>

① 母子健康手帳

② 入院経過記録・・・病院の書式に準ずる

③ 母子訪問ケア記録・・・病院の書式に準ずる

* ②と③は、2部コピーをし、1部は助産所もしくは病院で保管し、1部はファイルに綴じ込んで妊婦に持参させる。

(11) 勉強会の開催

妊婦訪問および産後の母子訪問に備えて、訪問を担当する助産師を対象に、勉強会を開催する。

<勉強会の例>

- ・ 助産所の助産師を講師に招き、妊婦訪問や母子訪問の際の観察ポイントとケアの実際を学ぶ。
- ・ 新生児科医師を講師に招き、母子訪問に備えて、新生児の観察についての講義を開催する。

3. モデルⅡの評価方法

モデルⅡの有効性を評価し、今後の事業の方向性を検討するため、以下のことを行う。

1) 対象者のプロフィールの作成

対象者の妊娠経過、分娩経過、産褥経過を示した一覧表を作成する(資料14)。

2) 対象者への満足度調査の実施

(1) 対象妊婦へのアンケート調査

原則として対象者が妊娠期であり、2回程度の健診を受けた段階で行う。

調査項目は次のようなものがあげられる。特に、途中経過での評価(クレームとそれに対する対応、実施中の改善事項など)を明確化することが必要である。(資料7)

<主な調査項目>

(資料 15)

- ・対象者のプロフィール
- ・医療機関の選択理由
- ・モデル事業の利用について（事業への理解度、利用した理由等）
- ・訪問健診について（助産師の対応、モデルⅡの利点、改善が必要な点等）
- ・病院での節目健診について（医師の対応、助産師の対応、病院の対応等）
- ・出産や育児への期待、不安等について
- ・モデル事業への要望

(2) 出産完了者への個別調査（インタビューまたはアンケート）

出産後3ヶ月をめどに、個々の対象者に実施する。

調査項目は次のようなものがあげられる。特に、最終時点での評価（モデル事業の満足度、改善事項など）を明確化することが必要である。

<主な調査項目>

- ・モデル事業利用の経緯（出産場所について、モデル事業について等）
- ・妊娠期のケア・健診について（自宅でのケア、病院での節目健診等）
- ・出産・入院について（出産体験、ケアやサービスの質等）
- ・産後の訪問ケアについて（助産師の対応、育児の悩みや不安等）
- ・料金設定・手続きについて（費用の説明、支払い手続き、費用の妥当性、費用の透明性等）
- ・今回の出産全体についての感想・評価
- ・モデル事業への要望
- ・今後の育児サービスへの期待

3) 助産所・病院の合同勉強会の開催

1～2ヶ月に1回のペースで勉強会を開催する。

3-1)、2)の結果を参考にしながら、対象者の特性やケアの内容と質を検討し、課題を明確にして、今後の運営に反映する。

資料編

資料 2. 助産所と病院の覚書

覚 書

1. () 助産所と () 病院 (以下、当病院) は、対象者の妊娠、出産、産褥の管理に関して、以下の取り決めを行う。

〔目的〕

2. () 助産所は、助産所と病院の産科オープンシステムの趣旨を理解し、また、対象者にもその趣旨を理解していただくことにより、別紙仕様書に基づいて、事業を行う。

〔契約期間〕

3. 対象者が事業の利用に関する同意書を提出し、当病院に登録を行った日から、出産後 3 か月をめぐりとして、調査が完了するまでとする。

〔対象者登録〕

4. 当病院産科外来を受診し、事業利用に関する同意書を提出した対象者を登録者とする。

〔定期健診〕

5. 対象者は、以下の定める時に当病院産科外来を受診し、必要な検査を受けなければならない。なお、中途より助産所を受診する妊婦は、その時点で当病院外来を受診すること。

1) 妊娠 10 週

2) 妊娠 20 週

3) 妊娠 30 週

4) 妊娠 36 週または 37 週

〔対象者情報〕

6. 当病院における健診結果、助産所における記録については、別途定める様式で共有を行う。また、必要に応じて、当病院の担当医あるいは助産師、() 助産所の助産師は、相互に情報を提供する。分娩開始の徴候があった場合には、相互に連絡を取る。なお、個人情報保護法を遵守し、対象者のプライバシーには十分に配慮する。

〔入院管理〕

7. 当病院における入院期間は、分娩後、異常がみられない場合には、原則として 1 日とする。その後は、() 助産所または対象者の自宅にて、() 助産所が母子のケアを行う。

〔医療事故に関する責任〕

8. 当病院内で発生する医療事故については、原則として、病院が責任をもってその処理にあたる。ただし、特定の原因が明らかにされる場合には、その限りではない。

〔上記以外〕

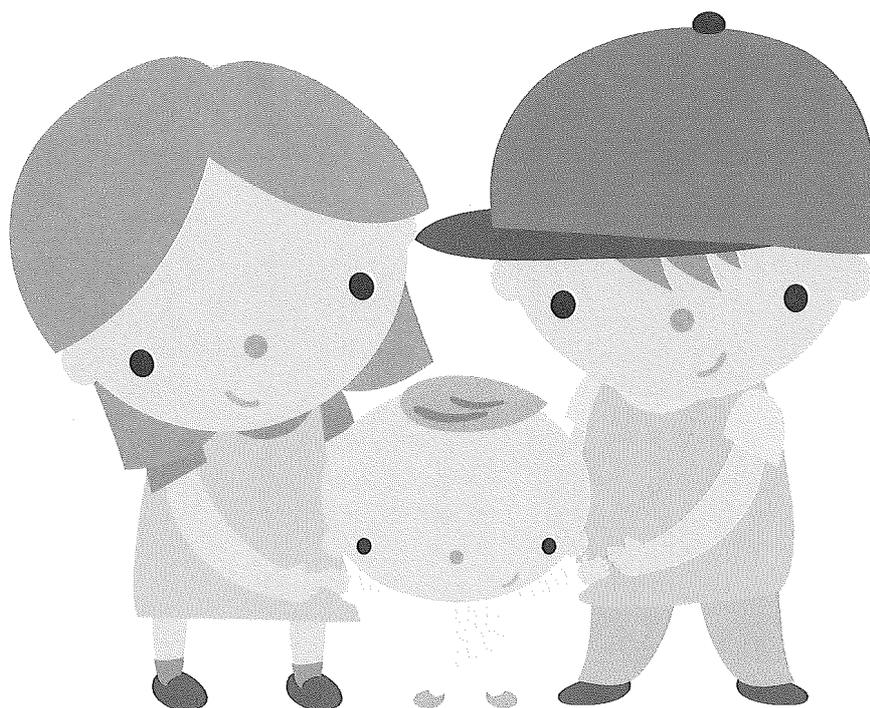
9. 上記以外の内容、または上記の内容の詳細について、疑問や不都合が生じた場合には、当病院と（ ）助産所は速やかに連絡を取り合い、話し合いの場をもって解決にあたるものとする。また、その話し合いの経過及び結論は当事業の一環として記録にとどめ、その後の活動に反映する。

事業 I

助産所と病院の産科オープンシステム

モデル事業 ご利用の手引き

～ もっと安全で快適に出産するために ～



 **日本赤十字社医療センター**
JAPANESE RED CROSS MEDICAL CENTER

産科部長 杉本充弘

助産所と日赤医療センターの産科オープンシステムとは

このたび、当院では、よりよい出産のあり方を模索していくため、助産所と日本赤十字社医療センター（渋谷区広尾。以下「日赤医療センター」）との連携による産科オープンシステム事業（以下「事業」）を実施することになりました。

少子化、核家族化という時代背景の中で、妊娠・出産・育児に不安をかかえる妊婦さんは少なくありません。しかし、現在の産科医療はその不安に十分に応えているとはいえません。

本事業は、日赤医療センター 産科部長 杉本充弘を主任研究者とする平成 16～17 年度厚生労働科学研究費補助金による研究事業*に基づき行われており、助産所と病院の連携を深め、快適で安全な出産を保障し、妊婦の皆様やご家族のニーズに対応できる産科施設を作っていくことを目的としています。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、本事業をご利用賜りますようお願い申し上げます。

*厚生労働科学研究費補助金とは

厚生労働省が、医療や福祉の発展等のために研究者に提供する補助金です。研究結果は報告書として取りまとめて公開され、今後の医療や福祉のために役立てられます。本事業名は、平成 16～17 年度厚生労働科学研究（医療技術評価総合研究事業）「医療安全を考えた産科施設の安全と質に関する研究」です。

1. どのような事業なのですか？

地域の助産所と日赤医療センターが協力を行いながら、妊婦さんの安全で快適な出産を目指します。

これまでの出産は多くの場合、安全性に比重を置いた病院と家庭的なケアを重視した助産所とがそれぞれ独立して対応してきました。そのため、安全で快適な出産を求める多くの妊婦さんは二者択一を迫られてきました。

本事業では地域助産所と病院が連携した新スタイルの産科施設を作り、妊婦さんの安全で快適な出産をサポートすることを目指しています。

2. 具体的にはどのように進めるのですか？

助産所での健診（定期健診以外の、月1回程度の健診と生活の援助）は、通常通り、助産所もしくは自宅（訪問健診）にて受けていただきます。

ただし、通院定期健診（20週、30週、36-37週）は、日赤医療センターの外来を受診していただきます。（状況によっては、このほかにも日赤医療センターの外来で受診していただく場合もあります。）

また、出産は日赤医療センターで、可能な場合には、これまで担当してきた助産所の助産師が出産介助を行います。（妊婦さんの状態や、出産時の日赤医療センターの体制等により、助産所の助産師が出産介助を行えない場合もあります。その際には、日赤医療センターの助産師に引き継ぎを十分に行い、助産所で実施してきたケアの連続性を尊重します。）

出産後は、ご希望に応じて1日から3日程度日赤医療センターに入院し、その後は当院に通院していただくか、引き続き当院に入院していただきます。

詳しくは5ページ以降をご覧ください。

*妊婦さんにメリットになること

- 1 担当助産師が継続的にかかわることで、妊娠・出産・育児に不安をもつ妊婦さんをサポートします。
- 2 出産は、緊急時にも迅速に対応できる人的・物的準備の整った日赤医療センターで、家庭的な雰囲気尊重した中で行われます。
- 3 特に、二人目、三人目の妊娠で、上の子どもを育てながら、妊婦健診のために日赤医療センターまで通院するのが困難な方にとって、何回かの妊婦健診をご自宅あるいは地域助産所で受けることができます。

3. 具体的にはどのように事業を進めるのですか？

助産所を受診し、妊娠の経過に大きな問題がないと考えられる（ローリスク）方のうち、お住まい等を考慮してこの資料をお渡ししています。

本事業を利用してもよいという方には、さらに詳しく話し合う場を持った後に、日赤医療センターの外来を受診していただき、同意書にサインが済んだら、日赤医療センターに登録します。

4. 妊娠の途中や出産の際に、予期しない事態が発生した場合には、どうなりますか？

助産所あるいは日赤医療センター（医療処置が必要な場合）で、必要と思われる医療処置を行うなど、責任をもって対応します。ただし、本事業の対象者の方はローリスクの方としていますので、事業の対象ではなくなる場合もあります。

5. そのほかに何か協力することはありますか？

本事業はよりよい出産のあり方を目指しており、皆さんからのご意見をもとに出産のシステムやケアについての課題をみつけ、フィードバックしていくことが必要です。そのため、妊娠中にアンケート調査を実施したり、お話をうかがうことがあります。また、出産後3か月程度の時期に、経験された内容について、改善した方がよい点、よかった点などについて個別にお話をうかがったり、本事業を利用された方たちのグループでお話をうかがうことがあります。

6. 自分の名前が公表されたり、プライバシーが侵されることはありませんか？

本事業では、個人のプライバシーを尊重し、十分に配慮を行います。

お話をうかがう際に録音等の記録をとらせて頂く場合がございますが、氏名等、個人が特定される情報が、外部に公表されたり、もれたりすることはございません。また、それらの情報につきましては、事業以外の目的には使用いたしません。

7. 途中で利用したくなくなった場合は、やめることができますか？

途中で何らかの事情により、本事業の利用を辞退したくなくなった場合には、やめることもできます。担当の助産師に申し出てください。その後のケア等については、助産所あるいは日赤医療センターで、一般の妊婦さんと同様に受けることができます。

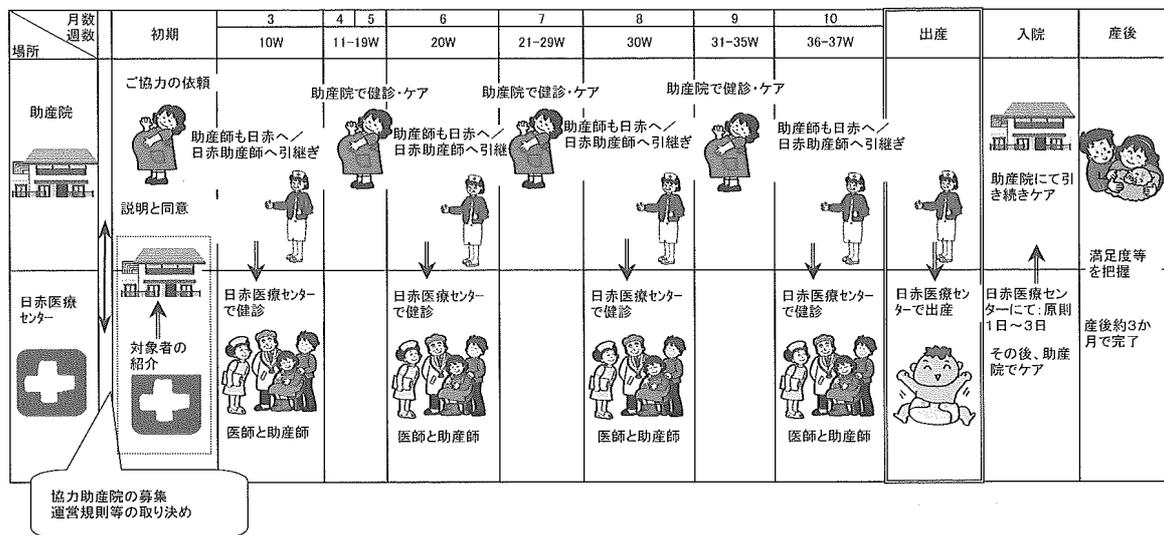
また、本事業の途中で、疑問や不安が生じた場合には、遠慮なく、助産師に申し出てください。一緒に解決の方法を考えていきます。

8. 費用はいくらになるのですか？

健診の回数や入院日数によって異なります。また産褥のケアは、実施する内容によっても異なります。この資料の後ろに目安となる金額を示していますので、助産師と相談しながら計算してみてください。おおよその目安がわかります。

ここからは、本事業の進め方と費用について、詳しく説明します。

1. 本事業の進め方



①事業の説明

助産所にて本事業の説明をいたします。ご利用の意向がある場合に、日赤医療センターの外来を受診していただけます。

②助産所での健診、退院後のケア

助産所での健診や退院後のケアは、助産所にて行います。

③通院定期健診

20週、30週、36-37週の定期健診は、日赤医療センターで受診していただきます。

日赤医療センターでは、あなたの担当となる助産師がチームを編成し、健診に立ち会う場合は、当院の助産師と十分な引継ぎを実施します。

- 日赤医療センターでの通院定期健診については、担当の助産師と相談の上、予約をとり、受診して下さい。待ち時間を短縮するため、なるべく早い時間帯に予約を入れることをおすすめいたします。

④出産

出産は日赤医療センターで行います。

その際、助産所の助産師が、可能な場合には出産に立ち会い、出産介助を行います。詳しくは、マタニティノートを参照していただきますが、緊急時に対応できる装備を整えた上での家庭的な雰囲気での出産となります。

日赤医療センターでは、担当となる助産師のチームを編成し、出産に立ち会う場合は、助産所の助産師と十分な引き継ぎを実施します。

また、胎児のモニターは必要に応じて実施いたします。

⑤産後

産後の経過に特に問題がない場合、日赤医療センターにご希望に応じて1日～3日（ただし、妊婦さんの状態でご希望にそえない場合もあります。）入院していただきます。その後、助産所に通院していただくか、入院していただくこととなります。

また、産後、助産所及び日赤医療センターにおけるケアや健診、出産について、満足度等のご意見をうかがいます。うかがったご意見は、本事業の成果に反映させていただきます。

○受診の際の持ち物

助産所、あるいは日赤医療センターを訪れる際は、母子手帳、及びマタニティノートをお持ち下さい。マタニティノートは健診した結果が記入されております。記録は、複写式になっており、自分のお手元と助産所、および日赤医療センターが保管しますので、緊急の場合にスムーズに対応できます。

2. 費用

本事業にご利用頂く場合、出産にかかる費用（ただし初診費用を除く）はおおよそ下記のとおりになります。

（例）妊娠 15 週で助産所で初診を受け、事業を利用した場合

助産所での健診（助産所）	5 回
通院定期健診（日赤）	5 回（超音波検査 4 回、ドプラ 1 回、NST 2 回）
入院（日赤）	1 日
早期新生児健診（日赤、助産所）	2 回（生後 1 日目、5 日目（ガスリー検査））
退院後のケア（助産所）	7 回（乳房マッサージあり、沐浴サポートあり）
1 か月健診（日赤）	1 回（赤ちゃんの健診、生後 1 か月）
1 か月半健診（日赤）	1 回（お母さんの健診、産後 1 か月半）

助産所での健診（助産所）	基本料（おおよそ）	3,500円	×（5）回	17,500円
	ドプラ	400円	×（5）回	2,000円
通院定期健診（日赤）	基本料	3,500円	×（5）回	17,500円
	超音波検査	3,000円	×（4）回	12,000円
	またはドプラ	400円	×（1）回	400円
	NST	3,000円	×（2）回	6,000円
分娩料等		310,760円	×（1）回	310,760円
入院料	（普通室の場合、食料含む） 1 日あたり	21,540円	×（1）日	21,540円
新生児介補料	1 日あたり	4,110円	×（1）日	4,110円
早期新生児健診（日赤、助産所）	（生後 1 日目）		×（1）回	1,000円
	（生後 5 日目）ガスリー検査		×（1）回	5,000円
退院後のケア（助産所）	母乳育児サポート・沐浴サポート 乳房マッサージ 15,000円 （乳房マッサージなし -3,000円） （沐浴なし -2,000円）		×（7）日	105,000円
1 か月健診（日赤）	（赤ちゃんの健診）	5,500円	×（1）回	5,500円
1 か月半健診（日赤）	（お母さんの健診） （検査等を除く）	3,500円	×（1）回	3,500円
合計				511,810円

あなたの場合、費用がどれくらいになるか、担当の助産師と相談しながら、計算してみてください。

助産所での 健診（助産所）	基本料（おおよそ）3,500円 ドプラ 400円	×（ ）回 ×（ ）回	円
定期健診 （日赤）	基本料 3,500円 超音波検査 3,000円 または ドプラ 400円 NST 3,000円	×（ ）回	円
分娩料等	310,760円	×（1）回	310,760円
	ハイリスク分娩*		(30,000円)
	新部屋使用料金*		(25,000円)
入院料**	（普通室*の場合、食事代含む）	1日 2日 3日	21,540円 42,480円 63,420円
新生児介補料*	1日あたり 4,110円	×（ ）日	円
早期新生児 健診（日赤、 助産所）	（生後1日目） （生後5日目）ガスリー検査 （希望者のみ）聴力検査***	×（1）回 ×（1）回 ×（1）回	1,000円 5,000円 6,700円
退院後のケア （ご自宅 または 助産所）	母乳育児サポート・沐浴サポート 乳房マッサージ 15,000円 （乳房マッサージなし -3,000円） （沐浴なし -2,000円） （助産師出張）交通費（実費）	×（ ）回	円 +交通費
入院料 （助産所）	1日あたり 18,000円* （入院料金、食事代含む）	×（ ）日	円
1か月健診 （日赤）	（赤ちゃんの健診） 5,500円	×（1）回	5,500円
1か月半健診 （日赤）	（お母さんの健診） 3,500円 （検査等を除く）	×（1）回	3,500円
合計			円

* 分娩の際、ハイリスク分娩の場合、新しい部屋を使用した場合は費用が加算されます。
また、日赤医療センターに入院の際、個室を使用した場合は、費用が加算されます。
詳しくは、ご退院の際、病棟の師長にご確認ください。

** 入院料につきましては、日数により費用が異なります。

*** 聴力検査は、平日のみの実施となっております。

<本事業についての問い合わせ先>

○助産所

○日本赤十字社医療センター

担当：看護部

〒150-8935 東京都渋谷区広尾4丁目1番22号

電話（代表）：03-3400-1311

Fax：03-3409-1604

E-mail：nurse@med.jrc.or.jp

（<妊婦訪問事業・産科>の件名で、メールを送信して下さいますようお願い申し上げます。なお、メール本文には必ずお名前とご連絡先を記載して下さい。）

最後に、本事業をご利用頂くかどうかについて、お聞かせ下さい。

本事業を利用することについて、どう思いますか。

1. ぜひ利用したい
2. もう少し詳しく話を聞いて、検討したい
3. あまり興味がない

上記、「1. ぜひ利用したい」または「2. もう少し詳しく話を聞いて、検討したい」と回答された方には、後日連絡を差し上げる場合がありますので、以下にお名前とご連絡先、連絡方法をご記入ください。なお、この情報は他の目的には用いることはなく、皆さまのプライバシーには十分に配慮を行いますので、安心してご記入ください。

お名前	
ご住所	
電話	() -
F A X	() -
電子メール	
その他 連絡先	電話 () - 勤務先・携帯・その他 ()
連絡方法	1. 電話 2. F A X 3. 電子メール

さらに詳しく知りたい内容、不安なこと等がありましたら、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。



資料 4. モデル I 事業利用同意書

助産所と病院の産科オープンシステム モデル事業利用同意書

1. 事業の目的

本事業は、助産所と病院の連携を深め、快適で安全な出産を保障し、妊婦の皆様やご家族のニーズに対応できる産科施設を作っていくことを目的としています。

2. 事業の内容

- 妊娠中は、() 助産所での健診と、() 病院外来での通院定期健診を受けていただきます。
- 出産は、() 病院で行います。可能な限り、妊婦健診を担当してきた助産所の助産師が、出産介助を行います。胎児のモニターは実施します。
- 出産後、経過に特に問題がない場合、原則として日赤に1日から3日() 病院に入院して頂きます。(状態やご希望次第では変更もありえます。) その後、地域の助産所(入院も可)または在宅(訪問健診)で、ケアを受けて頂きます。
- 妊娠中及び出産約3か月後、() 助産所及び() 病院におけるケアや健診、出産について、満足度等のご意見をうかがいます。うかがったご意見は、本事業の成果に反映させていただきます。
- 途中で何らかの事業により、本事業の利用を辞退したくなった場合には、協議のうえ、やめることができます。その後も、() 助産所または() 病院で引き続き、ケアを受けることができます。

3. 緊急時の対応・情報の取り扱い等

- (1) 妊娠・出産の途中経過に予期しない事態が発生した場合には、必要となる医療処置を実施する等、() 病院にて責任をもって対応します。
- (2) 本事業につきまして、満足度等のご意見をうかがい、本事業の参考にさせていただきます。その際、録音等の記録をとらせて頂く場合がございますが、氏名等、個人が特定される情報が、外部に公表されたり、もれたりすることはございません。
- (3) 本事業から得られる情報につきましては、本事業以外の目的には使用いたしません。
- (4) その他、プライバシーを尊重し、十分に配慮を行います。